

白馬 BBC(白馬中学生野球クラブ)規約

規約施行者：白馬ベースボールクラブ

規約施行日：平成 19 年 6 月 1 日

白馬 BBC(白馬中学生野球クラブ)規約

(名 称)

第1条 本クラブは「白馬 BBC (白馬中学生野球クラブ)」と称する。

(事 務 局)

第2条 本クラブの事務局は、本クラブの定めるところに置くものとする。

(目 的)

第3条 本クラブは、野球を通じ中学生の社会的教養を高め、体力向上と健全なる精神の育成を目的とする。

(事 業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) 週のうち数日を練習日に充て、軟式野球の技術向上に努める。
- (2) 各種野球大会への参加および運営。
- (3) その他、本クラブの目的達成に必要な事業。

(資 格)

第5条 本クラブ員は中学1年生から3年生で構成される。

(入 会)

第6条

- (1) 入会希望者は、クラブの定める入部申込書により申し込むこと。
- (2) 入会者と指導者は損害保険に加入すること。

(脱 会)

第7条

- (1) 自ら脱会の意思を表明したとき。
- (2) クラブ員が理由なくして、練習等を長期間欠席したとき。

(役 員)

第8条 本クラブは次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 監督 | 1名 |
| (4) コーチ | 若干名 |
| (5) 保護者会長 | 1名 |
| (6) 保護者会副会長 | 2名 |
| (7) 事務局 | 若干名 |
| (8) 会計係 | 1名 |
| (9) 会計監査 | 1名 |
| (10) グランド係 | 1名 |

(役員を選出)

第9条

- (1) 会長・副会長は役員会で推挙し、前会長が委嘱する。
- (2) 保護者会長・保護者副会長・事務局・会計・会計監査・グランド係は、保護者総会にて選出する。

(役員の仕事)

第10条

- (1) 会長は本クラブを代表し、会務を統括する。
- (2) 保護者会長は保護者を統括する。練習・試合等の速やかなる連絡を調整する。
- (3) 副保護者会長は保護者会長を補佐、並びにユニフォームの管理をする。また、保護者会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 事務局は会長を補佐し、事業の庶務を担当する。
- (5) 会計係は、本クラブの会計を担当する。
- (6) 会計監査は会計を監査する。
- (7) グランド係は、グラウンドの手配・予約等、監督・コーチの補佐をクラブ員とともに行う。
- (8) 役員・指導者・保護者は、練習・試合・遠征への往復の時に於いて、クラブ員に怪我・事故・異変が起きた場合には適切な処置をとる。救急車を呼ぶ、病院に付き添うなどの対応はするが、それ以上の責任はないものとする。

(役員の仕事)

第11条

- (1) 本クラブの役員の仕事は1年とし、第16条(会計年度)の期間に準ずることとする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第12条 本会議は次の議会を持ち、会長及び保護者会長が招集する。

- (1) 本クラブの会議は保護者総会、臨時総会および役員会とする。
- (2) 総会は毎年1回開催する。
- (3) 臨時総会・役員会は、その必要を認めるときに臨時開催する。

(会長の専決)

第13条

- (1) 急を要する事項で会議をはかる時間がないときは、会長はこれを執行することができる。
- (2) 前項の場合、会長は次の会議においてその理由および、内容を報告しなければならない。

(経 費)

第14条 本クラブの経費は、会費・補助金・寄付金・その他をもって充てる。

(決算および監査)

第15条 本クラブの会計は、毎年3月31日までに決算して、会計監査の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第16条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(書類の保存)

第17条 本クラブの書類は3年間保存するものとする。

(委 任)

第18条 本クラブの規約に定めるもののほか、本クラブの会務の執行に関し必要な事項は役員会において定める。

(規約の改廃)

第19条 本クラブの規約は、総会において改廃することができる。

(附 則)

第20条 この規約は、平成19年6月1日より施行する。